

最優先で取り組む 小規模事業者の

いまこそ全力を挙げて

べきミッションは 売上拡大の支援

本業支援のノウハウ構築を

地 域経済活性化の必要性が声高に叫ばれる中、官民を挙げて中小企業支援の体制整備が進められている。その契機となったのが、平成24年8月に施行された中小企業経営力強化支援法だ

う。この法律施行後、国では、商工会議所など既存の支援機関に加えて、地域金融機関、税理士法人などを認定支援機関として認定し、支援の担い手の裾野拡大、支援能力の向上に取り組んできた。平成25年9月以降は、支援機関同士が連携して経営支援に取り組むための連携体「地域プラットフォーム」の形成を促進している。平成26年度には、さらなる中小企業・小規模事業者への支援体制

を強化するため、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」の目玉施策として、「よろず支援拠点」を各都道府県に設置することを予定している。よろず支援拠点の役割は、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的アドバイス」、②事業者の課題に応じた適切な「チーム編成を通じた支援」、③「適切な支援機関等の紹介」など。いま6月の開設に向け、最終準備が進められているところだ。



横田俊之

中小企業庁次長

本対談では、自ら陣頭指揮を執り開設に取り組んでいる中小企業庁の横田俊之次長と、よろず支援拠点のロールモデルとなり開設に全面協力している富士市産業支援センターf・Biz（以下「f・Biz」）の小出宗昭センター長に、よろず支援拠点の設置目的や役割、地域金融機関との連携等について話し合っていた。地域経済を活性化させる起爆剤として誕生

全国の地域金融機関の多くは

小出宗昭

富士市産業支援センター センター長

本法案を提出していることにも表れているように、小規模事業者に光を当てた施策の再構築がポイントになっています。この「きめ細やかな中小企業・小規模事業者の支援」が、よろず支援拠点開設の背景といえます。

もう一つ背景となっているのが安倍政権の成長戦略で示された中小企業政策の四つの柱。すなわち①開業率倍増、②地域活性化、③新分野進出、④海外展開です。こうした①④について小規模事業者にも配慮しながら実現していくための目玉施策が、よろず支援拠点の整備といえます。



認定支援機関となっており、今回のよろず支援拠点についても強い関心を寄せていると思います。本日は、よろず支援拠点設置後の中小企業・小規模事業者への支援体制、地域での連携の方向性や在り

方を明らかにするため、お二人にお越しいただきました。

まずは、近年の中小企業政策を踏まえ、よろず支援拠点開設の背景や開設の思いなどからお話合いいただけますでしょうか。

横田 いま、中小企業・小規模事業者政策は大きな転換点にあります。15年前の中小企業基本法改正では、やる気と能力のある企業支援に一度舵を切りました。

今通常国会に小規模企業振興基

が、今より良くなりたくて考えて